

この資料は、平成29年3月31日現在の診療所の基準数、現在数等について各都道府県に調査を依頼し、その結果をまとめたものです。

1. 基準診療所数

診療所の開設地の属する市区町村（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市であって2つ以上の保健所を有する市については保健所所管区域）の人口に、次の数値を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げ）です。

診療所の区分	数 値
一般診療所	1,200分の1
歯科診療所	2,400分の1

（独立行政法人福祉医療機構貸付準則別表17）

2. 診療所の補正後の現在数

診療所の補正後の現在数は、現在数から当該開設地の属する市区町村にある次の診療所数を控除したものです。

- (1) 船舶内に設けられた診療所
- (2) 車両内に設けられた移動診療所
- (3) 刑務所、少年院、鑑別所又は裁判所内に設けられた診療所
- (4) 児童福祉施設その他社会福祉施設内に設けられた診療所
- (5) 自衛隊内に設けられた診療所、その他特定職域の従業員の診療を目的とし事業所内に設けられた診療所
- (6) 地域保健法第7条第3号の規定に基づき開設された診療所
- (7) 採血及びその関連業務を行う診療所並びに体育施設等を中心とする健康増進施設内に設けられた診療所
- (8) 地方公共団体の開設する診療所であって、診療日数が1か月に5日以内のもの
- (9) 休日又は夜間の診療のみを行う診療所
- (10) コンタクトレンズ及びめがねの販売を目的として検眼を行うため販売店内に併設された診療所
- (11) 疾病予防運動施設又は温泉療養運動施設内に設けられた診療所であって、当該施設の利用者のみを対象として診療を行うもの

（独立行政法人福祉医療機構貸付準則別表17（注））

3. 適用期間

診療所の基準数及び現在数は、平成29年7月1日から平成30年6月30日まで借入申込書を受理するものに適用します。

診療所数の過不足と機構融資について

<無床診療所と歯科診療所の場合>

1. 診療所数が不足している地域（この資料で差引過不足数が－〔マイナス〕印で表示されている地域）

新設する場合は「新築資金」として、また、既存施設を増改築する場合（建替等）は「甲種増改築資金」として融資を受けられます。

2. 診療所数が充足している地域（この資料で差引過不足数が0又は正数で表示されている地域）

新設する場合は、原則として融資を受けられませんが、「独立行政法人福祉医機構構貸付準則別表18の5」に基づく新設事業の場合は、特例融資を受けられます。この場合、新設事業が特例融資に該当するか否かを機構で調査いたします。借入希望者から相談があったときは、機構に相談してください。

既存施設を増改築する場合（建替等）は、「乙種増改築資金」として融資を受けられます。

<有床診療所の場合>

有床診療所における病床については、病院同様に各都道府県の病床規制の対象となりました。これにより、機構融資を受けるには、各都道府県の医務主管課から病床の過不足について証明書の交付を受ける必要があります。

1. 病床が不足している地域（当該施設の所在地を含む医療圏の病床数が、各都道府県の医療計画に定められた必要病床数に満たない地域）

新設する場合は「新築資金」として、また、既存施設を増改築する場合（建替等）は「甲種増改築資金」として融資を受けられます。

2. 病床が充足している地域（当該施設の所在地を含む医療圏の病床数が、各都道府県の医療計画に定められた必要病床数を満たしている地域）

新設する場合は、原則として融資を受けられませんが、「独立行政法人福祉医機構構貸付準則別表18の1及び4」に基づく新設事業の場合は、特例融資を受けられます。この場合、各都道府県医務主管課から該当事項について証明書の交付を受ける必要があります。

既存施設を増改築する場合（建替等）は、「乙種増改築資金」として融資を受けられます。

独立行政法人福祉医療機構貸付準則

別表 18

特に必要と認められる病院の新設・増床事業及び診療所の新設事業

- 1 医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 に規定する病床を含む病院及び**有床診療所**として都道府県知事が認めるものの新設事業
- 2 医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 に規定する病床を含む病院として都道府県知事が認めるものの当該病床に係る増床事業
- 3 医療法施行規則第 30 条の 33 第 1 項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う施設である病院として都道府県知事が認めるものの新設事業又は増床事業
- 4 医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項に規定する病床を含む**有床診療所**として都道府県知事の許可を要しないものの新設事業
- 5 開設地の属する地域の実情により、その新設が特に必要と認められる**無床診療所**の新設事業の対象とする事業は、次の各号のいずれかに該当する**無床診療所**の新設事業とする。
 - (1) 小児科、外科、整形外科、産婦人科(産科、婦人科)、眼科、耳鼻いんこう科又は皮膚泌尿器科のいずれかを主たる診療科目とする無床診療所の新設事業であって、開設地の属する市区町村(政令市にあっては保健所所管区域。以下同じ。)内においてその診療科目と同一の診療科目を標ぼうする診療所数が次の基準に満たない場合
(基準)
開設地の属する市区町村の基準診療所数に診療科目に応じて、次の数値を乗じて得た数(算出した数値に 1 未満の端数がある場合には、その端数を四捨五入する。)

小児科	100 分の 45
外科	100 分の 25
整形外科	100 分の 5
産婦人科	100 分の 17
眼科	100 分の 8
耳鼻いんこう科	100 分の 8
皮膚泌尿器科	100 分の 12
 - (2) 健診センターの新設事業
 - (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 111 条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業所を有する無床診療所の新設事業

(参 考)

◎ 助産所融資について

1. 新設事業

当該施設が不足している地域であれば、「新築資金」として融資を受けられます。その普及状況は、その都度機構が調査いたしますので、借入希望者から相談があったときは次の事項を聴取のうえ機構に相談してください。

- ① 借入希望者名又は名称及び施設名
- ② 開設（予定）地
- ③ 管理者名及び資格登録番号
- ④ 計画概要（助産所で有床の場合は、収容定員の増減内訳）

2. 増改築事業

既存施設を増改築する場合は、「増改築資金」として融資を受けられます。